

長崎県立農業大学校評価実施要領

（趣旨）

第1条

この要領は、長崎県立農業大学校（以下、「農大」という。）が、学校運営の改善を図るため、協同農業普及事業の実施に関する方針（令和3年3月長崎県）及び協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）に基づき行う外部評価の実施に関し、必要な事項を定める。

（評価の方法）

第2条

評価は、農大が自ら行う評価（以下、「自己評価」という。）及び自己評価に関して外部評価者が行う評価（以下、「外部評価」という。）とする。

（自己評価の実施）

第3条

農大は、学校運営の改善を図るための重点目標及び評価指標を設定し、当該重点目標に係る達成状況及び次年度の課題等について、毎年度、自己評価を実施する。

（自己評価委員会の設置）

第4条

農大は、前条の自己評価を実施するため、自己評価委員会を設置する。

2 委員は、校長、副校長、次長、教務課長、養成部長、各学科長、研修部助教授とし、校長を委員長、副校長を副委員長とする。

（外部評価の実施）

第5条

農大は、自己評価の結果に基づき、効果的な研修教育のための学校運営に関する検討を行う外部評価を実施する。

（外部評価委員会の設置）

第6条

農大は、前条の外部評価を実施するため、外部者を委員とする外部評価委員会を設置する。

2 委員は、農大教育後援会長、農大同窓会長、農業系高校職員、先進的農業者、学識経験者などにより構成し、毎年度、校長が依頼する。

委員長及び副委員長は委員の互選とし、その任期は依頼した年度内とし、再選を妨げない。

（評価結果の活用）

第7条

校長は、自己評価及び外部評価をもとに、当該年度の実施成果と残された課題を分析し、次年度の重点目標や評価指標に反映させるとともに、学校運営の更なる改善に生かす。

（評価の公表）

第8条

自己評価及び外部評価の結果の公表は、農大のホームページへの掲載など適切な方法で行う。

- 2 公表にあたっては、その内容・表現等について必要な配慮を行うとともに、個人情報取扱には十分注意する。

（その他）

第9条

この要領に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。